

平成23年 2 月

鹿児島県警察における地域警察の体制強化に向けた

再編整備基本計画

鹿児島県警察本部

～ 目 次 ～

第 1	再編整備の検討に至った背景	1
1	これまでの鹿児島県警察の取組み	1
2	鹿児島県警察を取り巻く現状と課題	3
3	これまでの再編整備事業の検証	5
第 2	地域警察の体制強化に向けた再編整備事業	6
1	再編整備事業のねらい	6
2	再編整備の方法	7
3	再編整備事業のながれ	10
4	再編整備実施時の留意事項	11
第 3	地域警察力の強化に向けた総合的な取組み	12
1	地域警察官の資質の向上	12
2	地域における警戒警備力の向上	12
3	地域住民との親和性の向上	12
第 4	地域警察体制の不断の見直し	13

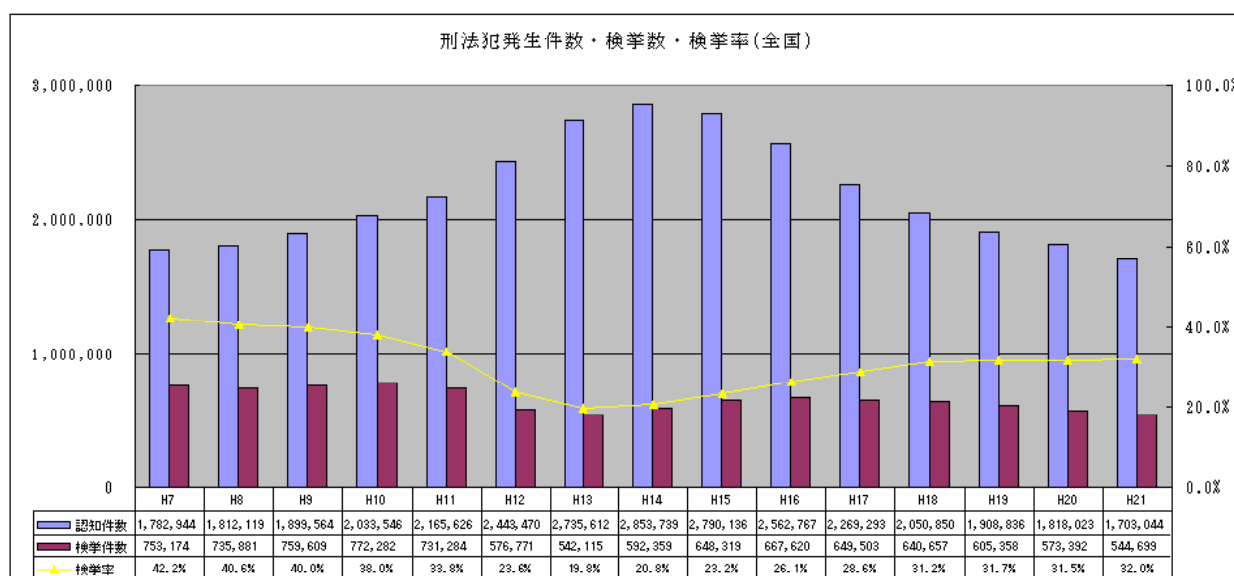
[資料編]

第1 再編整備の検討に至った背景

我が国における刑法犯認知件数(注1)は、平成8年以降7年連続で戦後最多を更新し続け、平成14年にはピークを迎えるとともに、刑法犯検挙率(注2)は過去最低の水準となりました。

そこで、警察庁では、犯罪の増加基調に歯止めをかけ、国民の不安を解消するため、平成15年8月に「緊急治安対策プログラム」(注3)を策定し、警察が緊急かつ重点的に取り組むべき対策を示しました。

これを受けた都道府県警察では、犯罪抑止のための総合対策や治安基盤の確立に向けた様々な施策に取り組み、その結果、全国の刑法犯認知件数は、平成15年以降減少を続け、平成21年は最多となった平成14年と比較すると約40パーセント減少し、刑法犯検挙率も10ポイント以上向上するなど、数字で表れる治安は改善傾向にあります。



注1： 警察において刑法等に規定する犯罪の発生を認知した事件の数

注2： 認知件数に対する検挙件数の占める割合を百分比で表したもの

※ 検挙件数～刑法犯について警察で事件を処理した件数(解決事件を含む。)

注3： 警察庁により示された「犯罪抑止のための総合対策」、「組織犯罪対策と来日外国人対策」、「テロ対策とカウンターインテリジェンス(諜報事案対策)」、「サイバー犯罪及びサイバーテロ対策」、「新たな政府目標の達成に向けた総合的な交通事故防止対策」、「治安基盤の確立」を柱とした、警察庁と都道府県警察が取り組むべき総合的犯罪抑止対策

1 これまでの鹿児島県警察の取組み

鹿児島県においても、全国的な傾向と同様に、刑法犯認知件数等が増加基調にある一方で、刑法犯検挙数・検挙率が減少傾向にあり、治安の悪化が数値として表れました。

鹿児島県警察では、前述の「緊急治安対策プログラム」を受け、平成17年4月、県民との共通ビジョンとして位置づける鹿児島県警察版の緊急治安対策プログラムである「『あんしん・かごしま』創造プログラム」(注4)を策定し、治安回復を目指して様々な活動を

推進してきました。

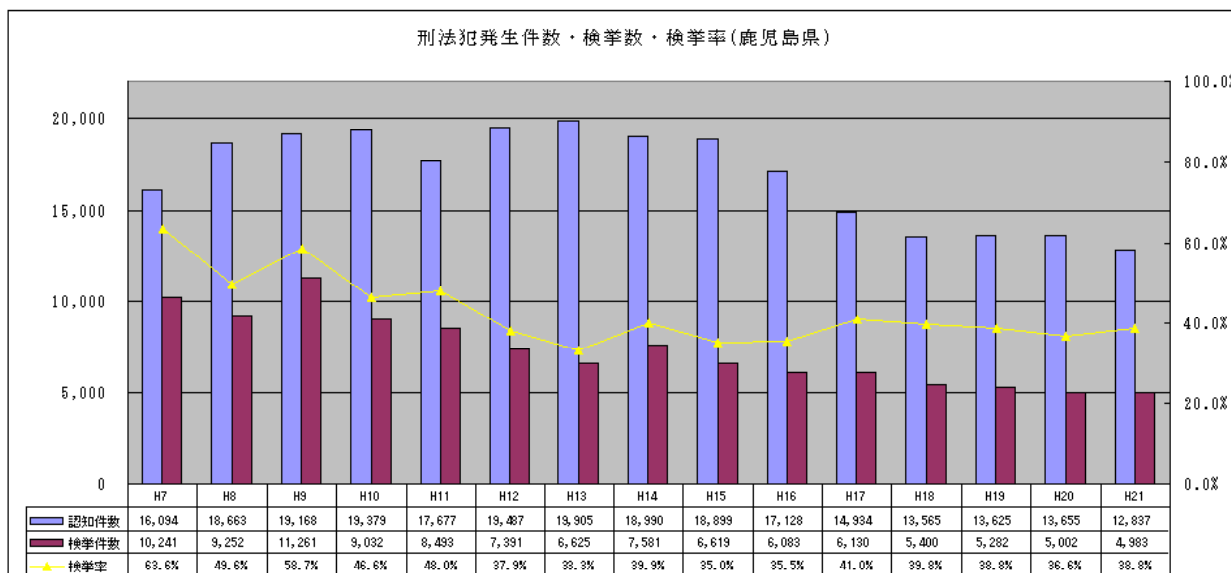
また、同年7月には、「地域警察を中心とした精強な第一線警察構築のための総合プラン」(注5)を策定し、人的基盤の強化や組織の活性化、業務の合理化等を図ってきました。

さらに、地域警察部門においては、県民の期待と信頼にこたえるため、

- 地域警察官、交番相談員(注6)の増員
- 防犯ボランティア団体等の設立・活動支援
- 職務質問による犯罪検挙活動の強化
- パトロール等街頭活動の強化
- 初動警察(注7)の強化

など、地域警察の体制や地域警察官の現場執行力の強化を目的とした様々な施策を推進してきました。

その結果、平成13年にピークを迎えた刑法犯認知件数が、平成21年までに約35パーセント減少しており、治安の改善が数字として表れ、治安は回復基調にあるといえます。



注4：鹿児島県警察が、日本一安全で安心して暮らせる鹿児島県を目指して、平成17年以降、毎年策定しており、平成21年は、『あんしん・かごしま』創造プログラム2010～みんなで創ろう『あんしん鹿児島』と題し、「日本一犯罪の少ない鹿児島づくり」、「日本一交通事故の少ない鹿児島づくり」、「子どもが安心して安全に暮らせる地域社会づくり」、「大規模災害等への的確な対応」の四つの柱と、「みんなで目指す『10の目標』」、「警察が力を入れる『30の施策』」により構成されており、鹿児島県警察のホームページに掲載している。

注5：真に精強な第一線警察を構築し、県民に「安全」と「安心」を提供するため、鹿児島県警察が重点的に取り組むべき施策により構成されている。

平成21年10月に見直され「新総合プラン」と改称し、現在、「人事配置・運用」、「教養」、「装備資機材の整備等」、「士気高揚方策等」、「地域警察活動」、「初動警察強化」に関する42の施策に取り組んでいる。

注6：交番で、事件・事故発生時の警察官への連絡や住民の意見・要望等の聴取、地理案内などの業務に従事する警察職員。平成22年11月1日現在、県下58の交番に60人が配置されている。

注7：事件・事故の届出や通報がなされた際に行われる、迅速な現場臨場、犯人の検挙など事件の解決に向けた情報収集や現場保存、的確な事件手配などの初期的な警察活動

2 鹿児島県警察を取り巻く現状と課題

鹿児島県警察では、前述のとおり、平成15年以降、治安回復に向けて様々な施策に取り組む、数字で表れる治安は回復基調にあるものの、平成22年3月に実施した県政モニターに対する「治安等に関するアンケート結果」において、現在の鹿児島県の治安について尋ねたところ、半数以上が「治安が良く、安全で安心して暮らせるとは思わない」、「どちらともいえない」と答えており、いまだ、治安の回復や向上を体感できる状態とはいえず、引き続き、治安の回復や向上に努めなければならない状況にあります。

(「資料2」参照)

さらには、この間にも、都市部における更なる都市化の進展と地方部における過疎化の進行による地域構成の二極化や、地域社会における住民関係の希薄化が進むなど地域事情の変化とともに、モータリゼーションの進展や携帯電話の爆発的普及などにより、社会情勢も急激に変化しています。

また、社会情勢の変化に伴い、「振り込め詐欺」のような顔の見えない犯罪や、殺人や強盗などの凶悪事件の続発、来日外国人による犯罪や反社会的勢力による組織的犯罪の発生など、犯罪は質的な変化を続けるとともに、多様化・スピード化の一途をたどっています。

そして、社会情勢や犯罪情勢の変化は警察活動にも大きな影響を与えており、警察には、常にこれらの警察事象に迅速・的確に対応することが求められ続けます。

(1) 治安情勢等

現在の鹿児島県では、コンビニエンスストアやファミリーレストランなどの深夜営業や24時間営業店の急激な増加に象徴されるように、県民生活や経済活動の夜間化の進行が著しい状況にあります。

鹿児島県下の事件・事故の発生状況についても、この状態に呼応するように、

- 凶悪事件^(注8)の夜間発生率が極めて高い。
- 死者を伴う交通事故の夜間発生率が、他の交通事故の夜間発生率に比べて高い。
- 緊急配備^(注9)の夜間発令件数が、昼間の発令件数を上回る。

などの状態にあり、夜間の警戒・警備の強化を目指す必要があります。

(「資料3」参照)

注8： 刑法犯に定められている罪のうち、粗暴犯や窃盗犯などと大別される犯罪類型で、殺人罪・強盗罪・放火罪・強姦罪の4つの罪をいう。

注9： 凶悪犯罪などの重要事件や誘拐・ハイジャックなどの特異事件が発生した際に、犯人の迅速な検挙と被害拡大の防止を目的として、多数の警察官を一時的に集中動員して検問等を行う警察活動

(2) 県民の要望

県民は、交番や駐在所に対して、「パトロールを強化してもらいたい」、「いつも交番にいてほしい」という二律背反する強い要望を持っています。

これらのことは、平成22年3月に実施した県政モニターに対する「治安等に関するアンケート」結果からも明らかになっています。また、県民から警察に寄せられる相談も多岐にわたるとともに多様化しており、警察では、これらの要望等に対して、誠実に対応していかなければなりません。

(「資料2」参照)

(3) 地域警察

ア 地域警察官の任務等

地域警察官の任務や交番・駐在所の設置などは、地域警察運営規則（昭和44年国家公安委員会規則第5号。以下「規則」という。）において次のように定められています。

【地域警察官の任務】（規則第2条）

地域警察は、地域の実態を把握して、その実態に即し、かつ、住民の意見・要望にこたえた活動を行うとともに、市民の日常生活の場において、常に警戒体制を保持し、すべての警察事象に即応する活動を行い、もって市民の日常生活の安全と平穩を確保することを任務としています。

また、この任務を遂行するに当たっては、地域警察官は、地域を担当する自覚と責任を持って、市民に対する積極的な奉仕を行い、市民との良好な関係を保持するとともに、管内の実態を的確に把握するよう努めなければなりません。

【交番・駐在所の設置と配置人員等】（規則第15・16条）

交番や駐在所は、昼夜の人口や世帯数、行政区画、事件・事故の発生状況等の治安情勢に応じ、管轄する警察署内の区域を分割した地域ごとに設置されます。

交番は、原則として都市部の地域に設置し、1当務^(注10)3人以上の地域警察官によって運用されます。

駐在所は、原則として都市部以外の地域に設置され、一人の駐在制^(注11)の地域警察官によって運用されます。

注10： 交替制勤務員が行う24時間勤務

注11： 原則として、駐在所事務所に併設された住宅に家族とともに居住し、昼間の勤務を主体とした地域警察活動を行う勤務制度

イ 現下の地域警察の体制

本県の地域警察の体制は、昭和40年代に、交替制勤務員の確保による夜間警戒力の強化を目的として、当時の治安事情や道路事情等をベースに、大規模な見直しを行い配置されたものであり、これ以降、一部の地域において交番・駐在所の再編による体制強化を図ってきたものの、全県下的な視点に立った地域警察の体制強化に向けた抜本的な見直しを行っておりません。

そこで、それぞれの地域において交番・駐在所の機能が十分に発揮されているか点検したところ、昼間の勤務を基本とする駐在所を多く抱えており、昼間に比べて夜間の警戒体制がぜい弱であることや、勤務員の少ない小規模交番^(注12)も多く、県民が要望する単一施設における「パトロール等所外活動」と「来訪者対応のための在所」を同時に行いがたい体制となっていることなどが課題として取り上げられたところです。

(「資料4」参照)

注12： 1当務当たり、2人以上の勤務員が確保されにくい配置定員5人以下の交番

3 これまでの再編整備事業の検証

鹿児島県警察では、平成17年以降、老朽化や狭あい化が著しく建て替えの時期が到来した施設について、隣接施設との統廃合や配置人員の見直しなどにより、限られた地域において、主にパトロール等所外活動の強化を目的とした地域施設の新設や統廃合による再編整備を行ってきました。

この再編整備を行った地域について、再編整備実施前後の事件・事故の発生状況等を調査したところ、夜間を中心としたパトロール活動の効果と思われる事件・事故の発生件数の減少など数字で表される治安の好転現象が見られました。

また、地域住民などからは、「制服警察官の姿やパトカーをよく見かけるようになり、安心感が増した。」などの声が寄せられ、治安の向上を肌で感じることも得られることが分かりました。

(「資料5」参照)

第2 地域警察の体制強化に向けた再編整備事業

これまで述べてきたように、鹿児島県警察では、地域社会や警察事象の夜間化の進行、県民の要望の多様化等に対して、全県下の視野に立った抜本的な地域警察の体制見直しによる対応策を講じていません。

そこで、地域警察の限られた人的体制の中で、県民が「あんぜん・あんしん」を等しく享受できるよう交番や駐在所をバランスよく配置することにより、地域警察の持つ機能を最大限に発揮させ、新たな地域警察体制による「地域住民の日常生活における安全と平穩の確保」を目指します。

1 再編整備事業のねらい

この再編整備事業では、現下の地域警察における課題を解消すべく、次の三つを柱に行います。

(1) 夜間体制の強化

時代の変化に伴う住民生活や警察事象の夜間化が進行する地域においては、夜間パトロールの強化など、より強固な24時間警戒体制の確立と警察事象への迅速かつ的確な対応が常時可能となる体制の構築を目指します。

(2) 交番機能の強化

単一施設における巡回連絡やパトロールなど所外活動実施時等による不在状態の解消を目指します。

また、防犯ボランティア団体等との合同パトロールの実施など活動支援の強化や、地域行事への積極的参加など、これまで以上にきめの細かい地域密着型の多角的な活動の推進を目指します。

さらには、コミュニティスペースや相談室、来訪者用の駐車スペースやトイレが未整備で、老朽化や狭あい化の著しい交番・駐在所については、早期に施設の建て替え等についての検討を行い、県民が立ち寄りやすく、地域警察官をより身近に感じられるような施設の整備を目指します。

(「資料6」参照)

(3) 有事即応体制の強化

事件・事故が発生した場合など、多数の警察官を同時に現場へ急行させたり、複数現場に同時に警察官を急行させるとともに、緊急配備を要する事件・事故が発生した際は、多くの検問ポイントにいち早く警察官を配備できるような体制の構築を目指します。

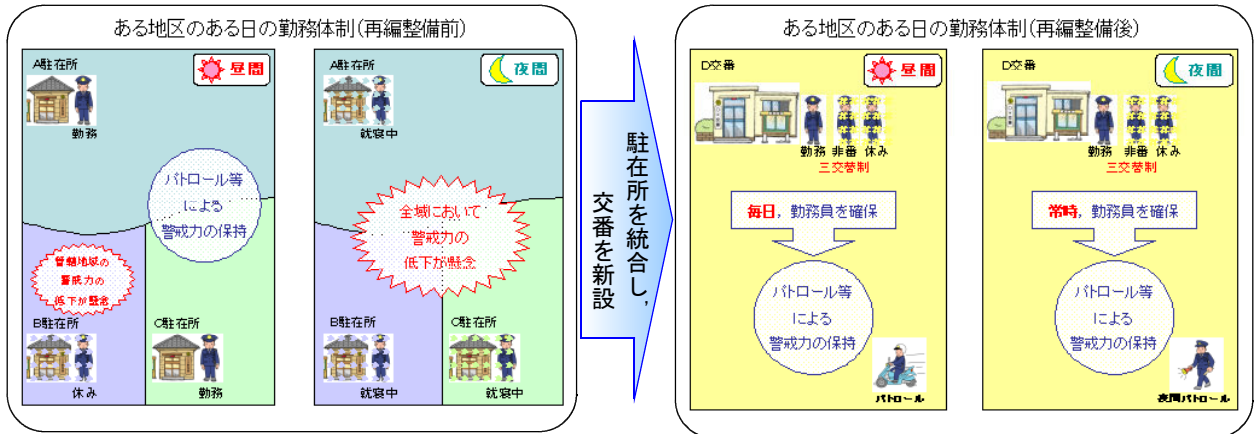
また、繁華街を中心とした警察官の集団パトロールの実施などにより、集团的暴行事件や公務執行妨害事案等への的確な対応を目指します。

2 再編整備の方法

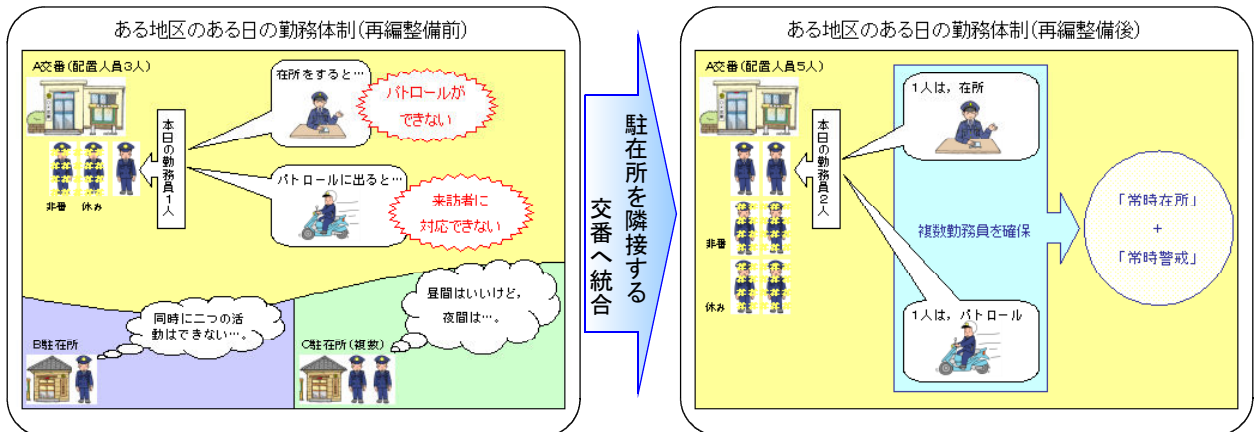
現下の社会情勢や警察事象に的確に対応するため、次の方法により、地域警察の体制強化に向けた再編整備を行います。

(1) 交番・駐在所の新設、統合及び廃止

ア 県民生活や警察事象の夜間化の進行する地域を管轄する駐在所については、交番の新設や隣接交番への統合により、同地域の管轄を交番に変更し、夜間の警戒力に間隙が生じない地域となるよう見直しを行います。



イ 勤務員の少ない交番については、人口・世帯数の推移、事件・事故の発生状況等を総合的に勘案して、隣接駐在所との統合、隣接交番への統合により、交番を大型化して、常に複数勤務員の確保が可能な交番となるよう検討します。



ウ 都市化の進展が著しく、警察事象の増大する交番については、隣接する交番や駐在所との統合等により、交番を更に大型化して、頻発する事件・事故や多様化する地域住民の意見・要望などへの的確に対応できる交番となるよう見直しを行います。



(2) 交番・駐在所の管轄区域の見直し

交番や駐在所が管轄する地域の人口・世帯数の推移，事件・事故の発生状況，行政区・学校区との整合性，隣接する交番・駐在所等との距離などを総合的に検討して，それぞれの地域が持つ実情や特性に適応した管轄区域となるよう見直しを行います。

(3) 人員・装備資機材の配置見直し

ア 地域警察の体制再編後の交番・駐在所の人員については，人口・世帯数，事件事故の発生件数など各施設の管轄する地域の警察事象等とのバランスに留意し，地域住民が享受できる地域警察官による警察力に較差が生じないような人員配置となるよう見直しを行います。

イ 交番・駐在所の管轄区域の見直しにより管轄が広域化する地域については，自動車警ら班^(注13)の増員や増車などについて検討し，パトカーの有する機動力を活かした警戒警備力が向上されるよう見直しを行います。

ウ 交番・駐在所に配備されているミニパトやバイクが，有効に活用されているか点検し，県下全域に地域警察官による警戒力がしっかりと保持され，なおかつ取り扱う警察事象に応じた配置施設や配置数となるよう見直しを行います。

注13： 警察署の地域課に置かれ，所属する警察署の管轄区域内において，警ら用無線自動車(パトカー)により，事件・事故への即応，犯罪の予防検挙，交通の指導取締り及び危険の防止など機動力を活用した活動を行う。交替(24時間)制の地域警察官によって運用される。

◇ 鹿児島県警察における地域警察の体制強化イメージ

交番・駐在所の新設・統合・廃止
管轄区域・人員・装備資機材の見直し

時代の変化に的確に対応した地域警察の体制を構築

夜間体制の強化

警察事象の夜間化傾向が進む駐在所(小規模交番)が管轄する地域を、交番(大型交番)が管轄する地域に変更



24時間警戒体制

- ◇夜間パトロールの強化
- ◇警察事象への常時対応

交番機能の強化



交番勤務員の増員等により、大型化を図り、複数の勤務員を確保

パトロール強化+常時在所

- ◇諸願届出等の確実な受理
- ◇きめ細かな地域密着型の活動を推進(防犯ボランティアの活動支援など)

有事即応体制の強化

交番・駐在所の統合等により、地域警察官を集中運用



多数の警察官を同時に現場急行・配備

- ◇緊急配備事案への迅速・的確な対応
- ◇集団暴行事案等へ多人数で対応
- ◇凶悪化する公務執行妨害事案を防止

地域住民の日常生活における
安全と平穏を確保

3 再編整備事業のながれ

(1) 再編整備実施計画の策定

この「鹿児島県警察における地域警察の体制強化に向けた再編整備基本計画」を踏まえ、平成24年2月をめどに、各警察署単位での具体的な内容を示した再編整備実施計画を策定します。

この再編整備計画の策定においては、警察本部と各警察署との十分な協議を行うとともに、鹿児島県下全体のバランスのとれた交番・駐在所の配置や適正な配置人員となるよう、警察本部において調整を行います。

また、各警察署においては、管轄する地域住民への説明を行うなどして、住民の意見や地域の実情等を的確に把握し、再編整備実施計画に反映させるための調査・研究を行います。

(2) 再編整備の実施

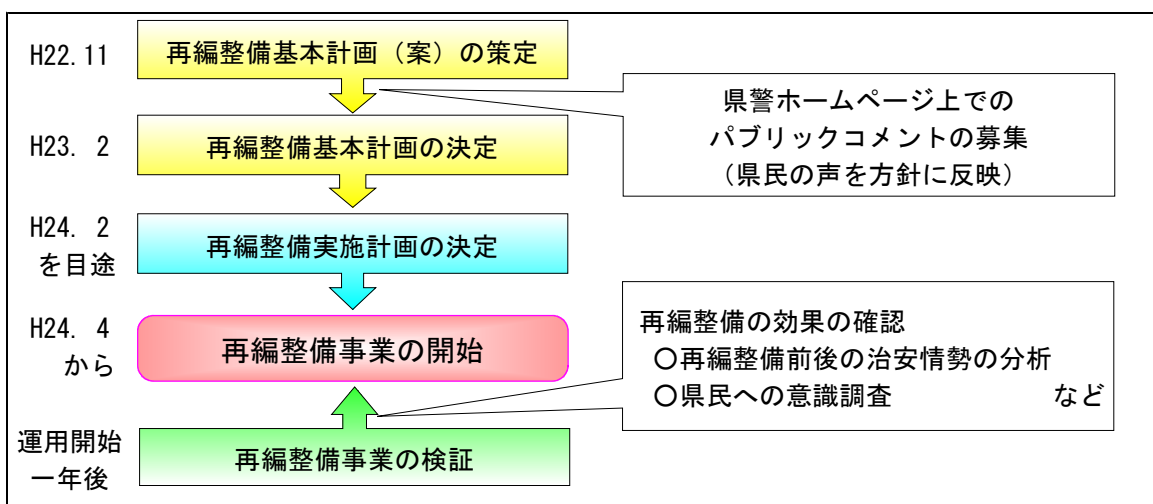
この地域警察の体制強化に向けた再編整備は、平成24年2月をめどに策定される再編整備実施計画に基づき、平成24年4月からの事業実施を目指しています。

(3) 再編整備事業の検証

この再編整備実施後は、鹿児島県警察の県民に対する説明責任を果たすため、再編整備前後の刑法犯認知件数などの指数治安の比較や県民の意識調査などの方法による体感治安の変化など、その効果について検証を行うこととします。

そして、この検証結果に基づき、新たな体制における、より効果的な活動の推進について検討します。

◇ 再編整備事業の流れ



4 再編整備実施時の留意事項

(1) 地域性への配慮

薩摩半島及び大隅半島並びに奄美大島など多くの離島を有し、南北約600キロに延びる我が鹿児島県は、歴史や風土、産業、文化などにより形成された地域ごとの特性があります。

この再編整備事業では、人口や世帯数、警察事象などへのバランスだけではなく、行政区を始め、地域性を構成する重要な要素のひとつである小学校や中学校の学校区などにも十分に配慮し、様々な地域が持つ特性が損なわれないような管轄区域の設定に努めます。

(2) 地域住民に対する十分な説明

再編整備事業の実施に当たっては、地域警察の体制が変化することにより、県民の不安や混乱を招かないよう、関係住民はもとより自治体や地域の代表者、防犯ボランティア団体、関係機関・団体などに対しては、

- 再編整備事業の趣旨及び内容
- 再編整備によりもたらされる効果
- 再編整備後の関係機関・団体との連携等に関する方策

などについて十分な説明を行い、その理解を得た上で行うよう努めます。

あわせて、警察署が発行する広報紙や交番・駐在所が発行するミニ広報紙などにより、積極的に広報活動を行うなど、県民への周知に努めます。

第3 地域警察力の強化に向けた総合的な取組み

地域警察体制の再編整備は、いわゆるハード面からの地域における治安維持機能の強化であり、再編整備後に強化されるべき体制の持つ機能を最大限に発揮することができるか否かは、この体制下における地域警察官の活動にかかっています。

このため、地域警察官の資質の向上や活動の強化・見直しなど、いわゆるソフト面の対策を講じ、確実に「治安サービス」が向上されなければなりません。

1 地域警察官の資質の向上

現在、鹿児島県警察では、高い知識や豊富な経験を有するベテラン警察官の大量退職に伴い、世代交代の真っ只中にあり、若手警察官の早期戦力化や地域警察官全体の現場執行力の向上に向けた様々な施策を推進しています。

この再編整備事業により、強化された地域警察の体制の下、その機能が最大限に発揮できるよう、引き続き、現場執行力の向上に向けた教養や実戦的訓練などによる地域警察官の資質の向上に努めます。

2 地域における警戒警備力の向上

この再編整備事業は、夜間体制の強化などによる地域における警戒警備力の向上を、その目的の一つとしていることから、再編整備により地域警察の体制が強化された後に、それぞれの地域における警戒力が低下するようなことは許されないことです。

そこで、鹿児島県警察では、再編整備による地域警察の体制の強化に併せ、

- 現下の業務を見直し、徹底した合理化を図り、パトロールや巡回連絡等の所外活動の時間を確保するための方策
 - 昼夜間を問わない「すきまない」・「目に見える」パトロールや職務質問の実施など犯罪発生を抑止対策の推進など、地域住民がより安全を体感し、安心感を得られるような方策
 - 交番・駐在所の連携による事件・事故への即時対応など、無線による通信指令機能やパトカーなどの持つ機動力をより発揮させる方策
- など、それぞれの地域において、今まで以上に地域警察による治安維持機能が発揮されるような施策の推進について検討し、警戒警備力の向上に努めます。

3 地域住民との親和性の向上

地域住民に対する積極的な奉仕を行い、地域住民との良好な関係を保持することは、地域警察官にとって重要な任務です。

この再編整備事業では、交番・駐在所の統合や交番勤務員の増員による交番の大型化を図った場合、これに伴って、隣接する交番・駐在所の廃止や配置人員が減員される地域が

生じることとなり、地域住民が、「警察と疎遠になった」、「不安を感じるようになった」などという感情に陥ってしまうおそれがあります。

そこで、地域住民が今まで以上に「あんぜん・あんしん」を体感できるように、

- 地域の会合や地域行事等への参加
- 防犯ボランティア団体等との合同パトロール
- 主要交差点や幹線道路、子どもの通学路等での警戒活動

など、地域住民の「目に見える」活動や、地域住民が「触れ合える」活動を強化して取り組み、地域警察官の存在をより身近に感じることにより、安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

また、これらを通じて、地域警察官と住民、自治体、関係機関・団体等との連携を強め、地域における連帯感の向上や絆^{きずな}の強化に向けた施策の推進に努めます。

第4 地域警察体制の不断の見直し

これからも、鹿児島県警察が直面する警察事象は、鹿児島県下の社会情勢等の変化や進展等に併せて変化を続けるものであると考えます。

この再編整備基本計画に基づく地域警察の体制強化に向けた再編整備事業を、一過性のものにせず、引き続き、時代の変化に的確に対応できる体制であり、交番や駐在所の持つ機能が有効に発揮されているか検証を続け、問題点が抽出された場合は、その問題の解消に向けた見直しが必要とされます。

県民に、将来にわたり「あんぜん・あんしん」を提供しうる治安デザインは、県民とともに描いていかなければならないことを念頭に、鹿児島県警察は、時代の変化に的確に対応した地域警察の在り方を常に求め続けていきます。